

福岡県医発第275号(地)

平成18年 5月10日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 横 倉



「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案」及び  
「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案」に  
関する意見募集について

麻疹及び風しんの定期の予防接種に係る単抗原ワクチンの追加予定につきまして、平成18年3月31日付福岡県医発第2352号(地)をもってお送りしておりますが、今般、厚生労働省健康局結核感染症課において、「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様等から意見を募集するパブリックコメントを5月20日まで実施されている旨、別添のとおり日本医師会感染症危機管理対策室を通じて連絡がありました。また、施行日につきましては、6月1日を予定しているとのことです。

つきましては、ご参考までにパブリックコメント募集の資料をお送りいたしますので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

なお、貴会におかれましてパブリックコメントを提出された場合には、本会地域医療課宛(FAX:092-411-6858、E-mail: [fpma@fukuoka.med.or.jp](mailto:fpma@fukuoka.med.or.jp))にも併せてお送りくださいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

(地Ⅲ 1 5 F)

平成 1 8 年 4 月 2 8 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案」及び  
「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案」に  
関する御意見募集について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る単抗原ワクチンの追加予定につきまして、平成 1 8 年 3 月 3 1 日付（地Ⅲ 2 6 6 F）の文書をもって、お送りいたしました。

今般、厚生労働省健康局結核感染症課において、「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案」に関して、広く国民の皆様等から意見を募集するパブリックコメントを 5 月 2 0 日まで実施しております（<http://www.e-gov.go.jp/>）。また、施行日につきましては、6 月 1 日を予定しているとのことです。

つきましては、参考までにパブリックコメント募集の資料をお送りいたしますので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

なお、貴会におかれまして、パブリックコメントを提出した場合には、本会地域医療第三課（FAX 03-3946-2684、MAIL [kansen@po.med.or.jp](mailto:kansen@po.med.or.jp)）にも併せてお送りいただきますようお願い申し上げます。

「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案」に関する御意見募集について

平成18年4月28日  
厚生労働省健康局結核感染症課

## 1. 趣旨

この度、「予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）」並びに「予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）」及び「予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）」の一部を改正することについて、以下の要領により広く国民の皆様等から御意見を募集いたします。

なお、いただきました御意見は、最終的な取りまとめにおける参考とさせていただきますが、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

## 2. 御意見の提出期限、提出方法及び宛先

平成18年5月20日（土）（必着）までに、下記様式により電子メール、郵便又はファックスにてお寄せください。提出していただく電子メール、郵便及びファックスには、必ず「予防接種政省令の一部改正」と明記してください。

なお、電話での御意見はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了解ください。

〈電子メールの場合〉

yobousesshu@mhlw.go.jp

（テキスト形式でお願いします。）

〈郵便又はファックスの場合〉

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局結核感染症課

ファックス：03-3581-6251

〈記入項目〉

[宛先]

厚生労働省健康局結核感染症課

[氏名]

（貴方の所属（会社名・部署名）を併記してください。）

[住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[御意見]

御意見内容

理由（可能であれば、根拠となる出典を添付又は併記してください。）

- ・ お寄せいただいた内容については、氏名、住所、電話番号及びファックス番号を除き、公開する場合がありますので、あらかじめ御了解ください。

### 3. 予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部改正の概要

- ・ 麻しん及び風しんの定期予防接種について、麻しんワクチン及び風しんワクチンを接種した者に麻しんワクチン又は風しんワクチン及び麻しん風しん混合ワクチンを追加接種した場合の安全性が確認されることに伴い、平成17年改正政令附則第2条を削除することとする。

(改正前) この政令による改正後の予防接種法施行令第1条の2の表麻しんの項及び風しんの項の規定は、(※) この政令の施行の日(注：平成18年4月1日)前に予防接種法第3条第1項の規定により行われた麻しん又は風しんに係る予防接種を受けた者及び当該予防接種に相当する予防接種であって市町村長以外の者により行われたものを受けた者については、適用しない。

(改正後) 削除。上記の者(※)も、予防接種の対象者となる。

### 4. 予防接種実施規則の一部改正の概要

- ・ 麻しん及び風しんに係る定期予防接種の方法について、麻しん風しん混合ワクチンを第1期及び第2期の予防接種液としていることに加え、麻しんの単抗原ワクチン及び風しんの単抗原ワクチンを予防接種液とする。

(改正前) 第1期及び第2期にそれぞれ乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを1回ずつ皮下に注射するものとし、1回の接種量は0.5ミリリットルとする。

(改正後) 第1期及び第2期にそれぞれ乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、又は乾燥弱毒生風しんワクチンを1回ずつ皮下に注射するものとし、1回の接種量は0.5ミリリットルとする。

### 5. 予防接種法施行規則の一部改正の概要

4の改正に伴い、予防接種済証の様式に所要の改正を行う。

### 6. 施行日

平成18年6月1日(予定)

7. 参考資料（リンク）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）については、（別添）を参照願います。

- (1) 予防接種法 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/hourei/1.html>)
- (2) 予防接種法施行令 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/hourei/2.html>)
- (3) 予防接種実施規則 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/hourei/4.html>)
- (4) 定期の予防接種実施要領 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/tuuchi/2.html>)
- (5) 予防接種健康被害救済制度認定患者数  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/other/6.html>)